

市役所へ市県民税申告書を提出する人へ

市県民税申告とは、所得税がかからない人や確定申告の必要がない人が行う収入や控除などの申告で、市役所に提出するものです。今年から市公式ホームページ「住民税試算システム」で作成できます。作成後は印刷して市税務課に郵送、もしくは市の確定申告会場へお持ちください。パソコンでの作成が難しい人は、申告会場で受け付け可能ですが、事前予約が必要です。

| 各申告会場の開設日時と注意事項、予約方法など |                                                |                   |                                               |                                              |
|------------------------|------------------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 会場                     | ①市役所別館大ホール                                     | ②津屋崎行政センター        | ③香椎税務署申告会場                                    | ④イオンモール福津還付センター                              |
| 日にち<br>※土曜・日曜日、祝日は除く   | 2月16日(水)～3月14日(月)<br>※3月14日(月)はA申告と市県民税申告のみの受付 | 2月16日(水)～2月28日(月) | 2月7日(月)～3月31日(木)<br>※ただし、2月20日(日)、2月27日(日)は開設 | 2月2日(水)～2月4日(金)<br>※定員制1日・2日目は各250人、3日目は150人 |
| 開場時間                   | 午前9時～正午、午後1時～午後5時                              | 午前9時～正午、午後1時～午後5時 | 午前9時～午後4時                                     | 午前10時～午後3時                                   |
| 注意事項                   | 2月24日(木)、25日(金)、28日(月)は香椎税務署職員も受け付けます          |                   | 税務署の駐車場は利用できません。公共交通機関や周辺の有料駐車場を利用してください      | イオンモール福津に、確定申告に関する問い合わせは絶対にしないでください。         |
| 問い合わせ先                 | 市税務課 ☎43・8117                                  |                   | 香椎税務署 ☎092・661・1031(福岡市東区千早6丁目2番1号)           |                                              |
| 予約方法                   | 電話、インターネット、LINE<br>※詳しくは次のページでご確認ください          |                   | 会場で当日整理券を配布、LINE<br>▲香椎税務署申告会場の予約はこちらのQRコードから | 会場で当日整理券を配布                                  |

各申告会場で受け付けできる申告内容

※所得内容と控除内容のどちらも○の場合のみ受付可能

| 所得内容                          | 会場 | ①市役所別館大ホール | ②津屋崎行政センター | ③香椎税務署申告会場 | ④イオンモール福津還付センター |
|-------------------------------|----|------------|------------|------------|-----------------|
| 営業・農業・不動産                     |    | ○          | ○          | ○          | ×               |
| 保険の外交員などの個人事業主                |    | ○          | ○          | ○          | ×               |
| 給与・年金・配当・一時                   |    | ○          | ○          | ○          | ○               |
| 土地の譲渡                         |    | ×          | ×          | ○          | ×               |
| 株式の譲渡                         |    | ×          | ×          | ○          | ×               |
| 控除内容                          |    | ①市役所別館大ホール | ②津屋崎行政センター | ③香椎税務署申告会場 | ④イオンモール福津還付センター |
| 住宅借入金等特別控除を受ける人(新築1年目など)      |    | ○          | ○          | ○          | ○               |
| 医療費控除                         |    | ○          | ○          | ○          | ○               |
| 寄付金控除(ふるさと納税のワンストップ特例に該当しない人) |    | ○          | ○          | ○          | ○               |
| 雑損控除                          |    | ×          | ×          | ○          | ×               |

ご質問いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



▲24時間利用できるので便利

チャットボットでの相談  
※令和4年1月上旬公開予定

e-Taxの使い方や操作方法などの問い合わせ e-Tax・作成ヘルプコーナー ☎0570・01・5901(全国一律市内通話料金) 申告書の作成にあたっての不明点など 香椎税務署 ☎092・661・1031

ない人は、国税庁ホームページから確定申告書を作成、印刷して郵送などで税務署へ提出することができ

ます。市税務課窓口には設置の税務署行きポストに投函する場合は、切手

は不要です。予約の必要がない、インターネットでの申告をご検討

ください。

▲予約不要で便利な確定申告書等作成コーナーはこちらのQRコードから



インターネットで申告書を作成して提出  
マイナンバーカードや税務署発行のID・パスワードをお持ちで

電子申告するには  
マイナンバーカードとスマートフォンまたはICカードリーダー

ライター、税務署発行のID・パスワードをお持ちの人は電子申告ができます。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、自動で計算されて確定申告書を作成することができます。

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力すれば、自動で計算されて確定申告書を作成することができます。

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。

スマートフォンやパソコンを利用できる人は、感染防止の観点から、多くの人が訪れる会場ではなく、

ぜひ、ご自宅からインターネットを利用した確定申告書の作成や電子申告をご利用ください。



| 市役所での予約時間枠     |               |      |          |             |      |          |
|----------------|---------------|------|----------|-------------|------|----------|
|                | 福津市役所別館大ホール会場 |      |          | 津屋崎行政センター会場 |      |          |
| 申告受付時間         | A 申告          | B 申告 | 自主作成コーナー | A 申告        | B 申告 | 自主作成コーナー |
| 午前9時～午前 9時30分  | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午前9時30分～午前10時  | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 午前10時～午前10時30分 | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午前10時30分～午前11時 | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 午前11時～午前11時30分 | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午前11時30分～正午    | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 昼休憩            |               |      |          |             |      |          |
| 午後1時～午後1時30分   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午後1時30分～午後2時   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 午後2時～午後2時30分   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午後2時30分～午後3時   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 午後3時～午後3時30分   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午後3時30分～午後4時   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |
| 午後4時～午後4時30分   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  | 1 人      |
| 午後4時30分～午後5時   | 10 人          | 2 人  | 2 人      | 2 人         | 2 人  |          |

※上記の予約時間枠は、税務署職員が来る日や最終日など、日によって異なる場合があります

#### 注意点

予約した申告受付時間以外は、会場で待ったり、申告を受け付けたりすることはできません。また、申告受付時、書類の不備などによって席を離れる場合は、申告受付時間の関係上、再度予約が必要です。会場に行く前に、必要なものを忘れていないか、必ず確認しましょう。

#### 確定申告に必要なもの

##### 本人確認書類など

- 申告者および扶養者のマイナンバーカード  
※マイナンバーカードを持っていない場合は、個人番号の記載のある住民票と運転免許証などの本人確認書類
- 印鑑 ※認印でも可
- 確定申告書や確定申告のお知らせはがき・通知書  
※税務署から送られてきた人のみ
- 申告者名義の金融機関の口座番号  
※還付の場合は必須

##### 収入が証明できる書類など

- 給与、年金の所得がある人は、その源泉徴収票  
※源泉徴収票の住所と現住所が異なる場合は住民票の写しなど住所の変更が確認できるものも必要
- 事業収入がある人は、収支内訳書または決算書  
※作成済みの人のみ受付可能
- その他の収入がある人は、収入と経費が分かる書類

##### 控除を受けるための証明書類

- 生命保険料控除や地震保険料控除がある人は、保険会社などが発行した証明書

- 社会保険料控除がある人は、国民健康保険税や国民年金保険料などの領収書または証明書
- 本人または扶養親族が障害者控除に該当する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書
- 医療費控除もしくはセルフメディケーション税制の控除は、どちらを受けるか選択してください
  - ・医療費控除を受ける人は医療費控除の明細書。 ※医療費控除の明細書の作成がない場合は受付不可。領収書は添付不要。自宅で5年保存 ※国民健康保険の医療費通知 11 月～ 12 月分は 2 月末に発送します。医療費通知到達前に申告する場合は、11 ～ 12 月分の医療費の明細を医療費控除明細書に記入する必要があります
  - ・セルフメディケーション税制の控除を受ける人はセルフメディケーション税制の明細書、一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類  
※領収書は添付不要。自宅で5年保存
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は、その必要書類  
※住民票は不要

## 市役所別館大ホールと津屋崎行政センターでの確定申告の事前予約

#### 予約受付期間

|                                        |                       |                                             |
|----------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------|
| インターネット、LINE(24 時間)                    | 2月1日(火)～<br>3月11日(金)  | 市公式ホームページ、<br>市公式 LINE                      |
| 電話（午前9時～<br>午後4時、土曜・<br>日曜日、祝日は<br>除く） | 2月1日(火)～<br>2月14日(月)  | コールセンター<br>0570・666813<br>※2月1日から利用<br>できます |
|                                        | 2月15日(火)～<br>3月11日(金) | 市税務課<br>43・8117                             |

- ※予約開始日は大変混み合うことが予想されます
- ※予約は先着順です。予約枠が埋まりしだい受け付け終了
- ※申告当日は予約した際の予約番号・氏名を確認します。  
番号が不明の場合、免許証などで本人確認をします
- ※入場の際、マスクの着用・消毒にご協力ください
- ※入場の際、検温を実施します。なお、体温が 37.5 度以上の人は会場への入場や申告の受け付けをお断りします
- ※予約内容をキャンセルする場合、前日まではインターネットおよび電話で、当日は市税務課へ電話でご連絡ください
- ※予約の変更をする場合、予約枠が埋まって変更できない場合があります
- ※市役所別館大ホールと津屋崎行政センターの予約が取れなかった場合、確定申告は香椎税務署へ予約をしてください。市県民税申告は 3 月 15 日（火）以降に市税務課で受け付けます



▲予約ページは 2 月 1 日（火）から公開

#### インターネットでの予約方法

- ①予約をする前に右の「市役所での申告前にチェック!」を見て、どの申告を行うか確認する。
- ②市公式ホームページの「令和 3 年分の福津市役所での確定申告は事前予約をお願いします」から予約ページへいき予約する。
- ③予約が完了したらメールで予約完了のお知らせが届くため、誤りがないか確認する。

#### 電話での予約方法

- ①電話をする前に右の「市役所での申告前にチェック!」を見て、どの申告を行うか確認する。
- ②電話をして、申告場所と申告の種類を伝える。
- ③希望の日時を伝える。いくつか候補日を考えた上で電話する。 ※希望日時の予約が埋まっている場合は、空いている日時、会場をご案内します
- ④予約を完了する前に必要資料や注意事項の説明を受ける。 ※説明の内容は 2 月 1 日（火）から市公式ホームページでも確認できます

## 市役所での申告前にチェック!

申告内容によっては市役所で受け付けできないものもありますので、ご確認ください。

申告書を自分で作成できる。またはパソコンを使った自主申告書作成に興味がある。

↓ はい

事前予約が必要です。市役所の自主申告書作成コーナーで、パソコンを使って申告書を作成できます。パソコンに不慣れな人には入力補助員がアドバイスします。

いいえ

申告内容に以下の所得などが含まれる  
土地の譲渡（分離短期、分離譲渡など）、株の譲渡と分離配当、山林、先物取引、損失の繰越

↓ はい

税務署からの指導により、市役所では申告を受け付けできません。香椎税務署で申告してください。

いいえ

申告内容に以下の所得などが含まれる  
営業、農業、不動産、利子、総合（短期・長期）譲渡、退職

↓ はい

営業・農業・不動産の所得がある人で収支内訳書または決算書を作成済みである（これの所得がない人は「はい」へ）。

いいえ

いいえ

A 申告です。事前予約が必要です。市役所で市職員が申告を受け付けます。

↓ はい

B 申告です。事前予約が必要です。市役所で税理士、税務署職員が申告を受け付けます。

いいえ

いいえ

収支内訳書または決算書を作成してください。

作成後は